

「やまぐち若者育成・県内定着促進事業」奨学金返還補助制度に関するQ & A

令和8年3月30日現在

1 制度の概要に関する質問

Q 1 大学等への進学とありますが、大学等の「等」の内容を教えてください。

A 1 大学、短期大学、専修学校専門課程（専門学校）、高等専門学校（4年生以上）となります。

Q 2 大学院卒、高等専門学校卒は対象になりますか。

A 2 いずれも対象となります。

ただし、大学院卒では、学部時代に借り受けた公益財団法人山口県ひとつくり財団の奨学金が返還補助の対象となります。

Q 3 令和4年以前に大学等に進学した場合は対象になりますか。

A 3 対象となりません。

本制度の対象者は、令和5年度以降に大学等に進学した方に限られます。

Q 4 日本学生支援機構の給付型奨学金又は山口県ひとつくり財団の奨学金のいずれか一方だけ給付又は貸与を受けていた場合は対象になりますか。

A 4 対象となりません。

日本学生支援機構の給付型奨学金及び山口県ひとつくり財団の奨学金を併用されていた方が対象となります。

Q 5 県内で起業することを考えていますが、対象になりますか。

A 5 対象となります。

また、農林漁業や、家業を継ぐような場合も対象となります。

本人の所得がない場合、確定申告で従事者に記載されていることが必要です。

Q 6 公務員等は対象外とありますが、「等」の内容を教えてください。

A 6 対象外となるのは、国家公務員・地方公務員のほか、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、公立大学法人の職員、臨時講師、会計年度任用職員などとなります。

Q 7 提出書類のうち、「独立行政法人日本学生支援機構が給付する奨学金の給付金額、給付期間を証明できるもの」とありますが、どのような書類を用意すればよいですか。

A 7 日本学生支援機構が発行する「奨学金給付証明書」となります。同機構に対して当該証明書発行の手続きが必要です。

Q 8 提出書類のうち、「公益財団法人山口県ひとづくり財団が貸与する奨学金の貸与金額又は返還金額、貸与期間、返還期間を証明できるもの」とありますが、どのような書類を用意すればよいですか。

A 8 山口県ひとづくり財団が発行する「奨学金貸与証明書」や「奨学金返還証明書」などとなります。同財団に対して当該証明書発行の手続きが必要です。

Q 9 補助金の認定及び交付に関する書類は、内容確認後に返却してもらえますか。

A 9 提出いただいた書類は返却しませんので、お手元にコピーを残しておくことをおすすめします。

Q 10 居住する市町にも奨学金返還支援制度があります。その場合、県と市町、どちらの返還補助を受けることができますか。

A 10 市町の奨学金返還支援制度を含め、どの奨学金返還支援制度を活用されるかは自由に選択していただくことができます。ただし、他の奨学金返還支援制度と本奨学金返還補助制度との併用はできません。

2 対象となる奨学金に関する質問

Q 1 返還補助の対象となる奨学金として、公益財団法人山口県ひとづくり財団が貸与する奨学金以外の奨学金は対象となりますか。

A 1 対象となりません。

本奨学金返還補助制度は、経済的な理由で修学が困難な若者の大学等への進学を支援することを目的としているため、大学等在籍時に日本学生支援機構の給付型奨学金の給付を受けられるとともに、無利子で給付型奨学金との併用が可能な山口県ひとづくり財団の奨学金を貸与されていた方を対象としています。

3 県内定住に関する質問

Q 1 定住に関する要件として、「定住の意思をもって山口県内に居住した方」とありますが、定住の意思は、どのように証明すればよいでしょうか。

A 1 奨学金返還補助制度対象者認定申請書（別記第1号様式）の提出をもって、定住の意思の証明があったものとして取り扱いますが、制度の趣旨を踏まえて、山口県への定住に努めていただく必要があります。

Q 2 県内居住の状況については、どのように把握するのですか。

A 2 認定申請や交付申請を行う時点で、住民票抄本を提出していただきます。

4 県内就業に関する質問

Q 1 正規雇用ではありませんが、対象となりますか。

A 1 就労の事実を証明していただく必要はありますが、基本的には対象となりますので、ご相談ください。

Q 2 「有期雇用やアルバイトの方でも就労の事実を証明できる方は、すべて対象となります」とありますが、例えば、アルバイトとして1年に数日働く場合でも、対象となりますか。

A 2 認定申請や交付申請を行う時点で、継続した就労の事実や所得を証明する書類が提出できれば、対象となります。

Q 3 就業に関する要件として、「個人事業者又は農林漁業者等として従事していること」とありますが、「等」の内容を教えてください。

A 3 例えば、実家の商店で働くような場合を想定しています。

Q 4 県内就業後、別の企業等に就業した場合はどうなりますか。

A 4 県内就業後に離職し、再び3か月以内に県内居住・就業された場合は、補助制度の対象となります。

ただし、県内居住・就業せず3か月を超過したときは、対象者の決定を取り消す場合があります。

Q 5 県内就業の状況については、どのように把握するのですか。

A 5 認定申請や交付申請を行う時点で、在職証明書（参考様式）などを提出していただきます。

Q 6 山口県外に本社がある企業等に雇用され、かつ、主要な勤務地が山口県内に定められていますが、この場合は補助の対象となりますか。

A 6 補助の対象となります。

Q 7 補助対象者の認定後に、会社の都合により県外の事務所勤務、県外在住となった場合、交付申請は可能ですか。

A 7 交付申請を行うことはできません。ただし、対象となる期間内で再度県内居住・就業された場合、交付申請を行うことが可能です。詳細については、ご相談ください。

Q 8 山口県内で就職する予定ですが、研修などで一時的に山口県外での勤務となります。その場合、対象となりますか。

A 8 対象となります。詳細については、ご相談ください。

5 補助金額・期間に関する質問

Q 1 認定申請の前までに奨学金を全額返還する予定です。その場合は、補助の対象となりますか。

A 1 補助の対象となる奨学金の返還額がないため、補助の対象とはなりません。

Q 2 県内居住・就業後、一括で奨学金を返還する予定です。その場合、補助金額・期間はどのようになりますか。

A 2 交付決定は、1年ごとの県内居住・就業の状況、奨学金の返還実績等を確認して行うこととなりますので、全額を一括して返還する場合は、それ以降の補助金の交付はできません。

Q 3 月賦で奨学金を返還していますが、月々の返還が滞っています。その場合、補助を受けることができますか。

A 3 補助を受けることはできません。奨学金の返還実績を確認し、返還計画どおりに返還されている場合に限り、補助金を交付することとしています。